

て、3月から本会ホームページで動画を配信する。内容としては、委員長と日本解剖学会の委員の2人で、ガイドラインが出来た経緯を説明し、本委員会委員の1人が報告書の書き方や注意点を説明する内容となっている。

#### **4. 報告書とマニュアルの修正**

一応の区切りとして、4月～翌3月に実施した報告書を5月末までに提出する旨を記載した。なお、提出された報告書は一括して6月に委員会で審議する予定である。提出時期を修正したマニュアルと報告書を別途掲載する。

## 18. 定款委員会

委員長 松 居 喜 郎

理事会からの諮問を受け、定款施行細則および施行規定ならびに委員会内規の変更・廃止・新設案（26～29頁）を作成し答申したところ、決議された。そこで、社員総会にも上程するので、決議をお願いしたい。

## 19. 財務委員会

委員長 渡 邊 聡 明

1. 平成26年度財務諸表を作成し、独立監査人である新日本有限責任監査法人と本会監事の監査を経て理事会に答申したところ、答申どおりに決議されたので、定時社員総会に上程する（資料別添）。
2. 平成26年度公益目的支出計画実施報告書を作成、平成27年度第1回理事会に答申したところ、答申どおりに決議された。
3. 平成27年度予算を作成し、平成26年度第8回理事会に答申したところ、答申どおりに決議されたので、平成27年2月1日からその予算に沿って業務を執行している（資料別添）。
4. 一般社団法人National Clinical Database（以下NCDと略記）の財政状況を鑑み、前年度決議事項に従い、1億円を追加提供した。追加提供に際しては、NCDに事業計画の作成と、第三者の調査を定期的に受けることなどを要望した。  
なお、会計処理上は設立時の提供と同様に出資金で処理することとし、NCDに対しては定期的に業務内容や財務状況の報告を求めることとした。
5. 非会員のための邦文誌の購読料について、来年の第115回定期学術集会から抄録集（臨時増刊号）の印刷中止（電子化に完全移行）が決定し、年間配本数が1冊分減って8冊（通常号6冊＋臨時増刊号2冊）となることを考慮し、来年から年額8,000円から7,000円に引き下げることとした。
6. 世界貿易センタービルから平成30年8月までの定期建物賃貸借契約への切替（現在は普通賃貸借契約）が提案され、検討の結果、契約期間満了までは有利な物件があっても移転できないというデメリットはあるが、そのリスクを差し引いても経済的にメリットの大きい条件提示であったので、定期建物賃貸借契約に切り替えた。

## 20. 情報・広報委員会

委員長 藤 原 俊 義

### 1. 会員向けオンラインサービスについて

現在、会員向けオンラインサービスの登録者数は約31,200名である。

会員情報検索・修正システム、外科専門医システム、学術集会参加履歴登録システム、各種申請システムなどを運用・管理している。

本年度は主に平成26年2月1日付で施行された「復会・休会規則」に対応するためのシステム修正を

行った。

次年度は、指導医申請システムを NCD 連携に対応するため、既存システムに修正を加える予定である。

## 2. メールマガジンについて

メールマガジンの発行を引き続き毎月1回、継続的に行なっている。メールには雑誌目次・学術集会情報・学会関係の各種お知らせなどを掲載している。現在、メールアドレスを登録されている約 35,000 名の会員に配信している。

## 3. 禁煙宣言について

理事会からの諮問を受け、「禁煙宣言」の原案を作成した。

# 21. NCD 連絡委員会

委員長 森 正 樹

平成 26 年 9 月 12 日に委員会を開催し、NCD の活動状況を確認した他に、主に以下の 3 点について対応した。

- 1) 複数の領域に跨る NCD データを活用した臨床研究をスムーズに行える枠組みを構築するため、臨床研究推進委員会と共に NCD 社員学会（日本脳神経外科学会を除く）に呼び掛けて、意見交換会を開催し、その結果を NCD の運営委員会に申し送った。
- 2) 平成 27 年 1 月 1 日付で NCD 術式の改定が行われたので、従来どおり専門医制度委員会に「外科専門医修練カリキュラム」との紐付け作業を依頼した。
- 3) 日本消化器外科学会と連携して、「NCD データを用いた全国消化器外科領域腹腔鏡手術の現況に関する緊急調査結果（速報）」の報道発表資料を作成した。

## 22. 総務委員会

委員長 平 田 公 一

### 1. 定期学術集会運営委託業者について

第116回（平成28年4月開催）と第117回（平成29年4月開催）の定期学術集会の運営委託業者については、過去の委託実績を持つ3社を対象とし、企画書および見積書を取寄せた上で、プレゼンテーションを経て決定し、理事会決議を得た。

### 2. 事務局について

事務局体制を大幅に見直すと共に、今後の業務の拡大に備えて、平成27年度中に1名の職員を新規雇用の予定とした。

また、平成27年1月15日付で定年を迎えた事務局長の亀井祥一氏と、1年間の嘱託契約を交わすこととした。

### 3. 事務所会議室の貸与について

他学会・研究会などに事務所の会議室を貸与しているが（1時間当たり5,000円）、平成26年度は日本小児外科学会、日本消化器病学会、日本人工臓器学会、日本心臓血管外科学会、日本消化管学会、日本食道学会、日本肝胆膵外科学会、日本胸部外科学会、日本肥満症治療学会、補助人工心臓治療関連学会協議会、および各種厚生労働科学研究班会議など、延べ49件の申込みがあった。

## 23. 将来計画委員会

委員長 近 藤 丘

平成26年6月16日に委員会を開催し、理事会からの諮問事項について討議し、以下を答申した。

### 諮問：定期学術集会の演題の採択率について

現在、本会の定期学術集会の公募演題は、概ね80%強の採択率となっておりますが、今後は発表内容のクオリティを上げることにより、本会の定期学術集会そのもののステイタスを高めたいというご意見が理事会構成員から出され、理事会でも採択率を下げる（例えば70%程度）について検討することが提案されました。この是非について、審議をお願いします。

### <答申>

現状の本会の定期学術集会は、演題数が多いために会場が多数に亘り、多くのセッションが並行して行われるので、非常に限られた演題しか聴講できない、あるいは教育的なセッションや講演を聴講できない、という問題がある。また、数多くのサブスペシャルティ領域別に並列でプログラムが進行するために、参加者から見れば単にサブスペシャルティの学会の寄せ集めの体裁になっている、とも言える。このような観点から、演題の採択率をある程度下げ、プログラムの編成にさらに柔軟性を持たせるようにすること

には意義があると考える。

ただし、演題の採択率をどのようにするかということに関しては、まずは定期学術集会のあり方をどのようにするかという議論が先にあるべきで、定期学術集会の姿を議論する中から、発表形態も念頭に置いた演題の採択率ということについて自ずと一定の結論が得られるものとする。学術集会の会計が法人本体の経理に一体化され、会頭の財政的負担がなくなった今こそ、定期学術集会の改革を推進するに適切な時期であろう。

本会の定期学術集会のあり方については、他の一般的な学会とは違った基盤学会としてのカラー、領域横断的な企画、より基礎的な研究テーマの掘り起こし、単年度主義ではない継続性、などを念頭においた議論が、このことを専門に検討をする組織において継続的に行われる必要がある。専門的に検討する組織としては、学術委員会、あるいは学術委員会内に設置する学術集会検討部会、あるいは新規に立ち上げる学術集会委員会などが挙げられる。2～3年先の定期学術集会からの実践を念頭に置いて、具体的検討のための組織建てを早急に実施するべきであろう。

## 24. 選挙管理・選挙制度検討委員会

委員長 桑 野 博 行

1. 役員・代議員選任規則第28条に従い、平成26年2月15日に今期の代議員を選任した。なお、このことは平成26年は通常の締切日の2月15日が土曜日だったため、前日の14日の金曜日を投票の締切の期日とし、翌15日の土曜日に委員会を開催し、開票作業を行ったためである。
2. 定款第5条第6号に従い、本会代議員の任期は2年である。次回の選挙の期日は役員・代議員等選任規則第28条に従い来年2月15日(月)であるが、選挙実施要綱はあらかじめ会員に公告するので、見落としのないように留意してほしい。

なお、会員の所属選挙区は6月1日(月)現在の主たる勤務地によって決定する。選挙区が変更になった場合は役員・代議員等選任規則第21条に従い、本委員会まで申し出てもらうことになる。また、第2次有権者となるための会費納入期限は、本年9月30日(水)である。併せてご注意願いたい。なお、選挙代議員定数の算出方法は有権者数による按分比例方式である。

3. 理事会からの選挙制度の見直し(全国区の選挙の是非)についての諮問について、以下の通り答申した。

-----

所管の内閣府公益認定等委員会により、現時点では代議員を選任するにあたって性別や領域別などの何らかの要因を考慮してはならないことを原則とし、必ず公平な選挙を実施しなければならない旨の見解が明確にされております。全国区の選挙も導入することは、この趣旨には、沿ったものと考えられます。しかしながら、以下の3点のため、残念ながら現時点では導入は難しいものと思われま。

- ①代議員の最大定数は350名であり、定款を変更しない限り、この350名を地区別選出と全国区選出に振り分けることとなります。したがって、地区別選出の定数が減ることになりますので、これまで地区別選出であった代議員の中から、全国区選出に回る方が出ることが容易に想定されます。そうなれば、本来は全国区からの選出が望まれる女性や非大学関係者などの当選は引き続き厳しいものとも想定され、そもそもの全国区の選挙導入の意義が失われることとなります。
- ②実際に全国区の選挙を実施するとすれば、約1,500万円の経費増が見積もられます(選挙広報などの印刷;約530万円、投票用紙などの封入・発送;約900万円、開票の会場費・人件費;約70万円)。

現行の地区毎の選挙でも約 1,700 万円の経費が掛かっておりますので、代議員選挙だけで合わせて約 3,200 万円を使うというのは、赤字決算が続いている現在の本会の会計状態には相応しくないと思われます。

- ③実際の開票作業も、現行の地区毎の選挙でも約 3~4 時間を要していますので（1 地区当りの有権者数は約 2,000 名）、会員全員（約 39,000 名）を有権者とした全国の選挙の開票作業には相当な時間と労力を要することが容易に想定されます。

なお、各種委員会に女性の委員を委嘱するように努められておりますが、理事会の判断により代議員でなくても理事会や社員総会に参加して意見を述べることも可能ですので（議決権はなし）、当面は別の形で女性会員や非大学関係者の会員などに本会の運営に関する件を求めるように配慮するという旨を申し合わせて対応する方が、不確実な全国区の選挙を実施するよりも実効性があると思われまますので、この旨を対案としてご提示いたします。